

発生する公害については、事前にご相談ください。

指定施設等から発生
する公害とこれに対
する具体的な防止の
方法

該当する項目
にチェック

- 排煙の排出方法概要書（付表1）
- 硫黄酸化物の排出量明細書（付表2）
- 窒素酸化物の排出量明細書（窒素酸化物に係る特定事業所に限る。）（付表3）
- 窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。）（付表4）
- 窒素酸化物の排出量明細書（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。）（付表5）
- 炭化水素系物質の排出に係る施設の設備概要書及び排出防止処理方法概要書（付表5の2）
- ばいじんの排出量明細書（ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に限る。）（付表6）
- ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。）及び廃棄物焼却炉の設備概要書（付表7）
- 粉じんの処理方法概要書（付表8）
- 悪臭の処理方法概要書（付表9）
- 排水の処理方法概要書（付表10）
- 排水の汚染状態及び量等の明細書（付表11）
- 地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書（付表12）
- 騒音の処理方法概要書（付表13）
- 振動の処理方法概要書（付表14）
- 付表1から付表14までの書類のほか、指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法を明らかにする図面、表等

- 備考 1 発生する公害の種類欄には、条例第25条第1項、第28条第1項及び第32条第1項に規定する規制基準が適用される公害の種類を記入してください。大気の汚染及び水質の汚濁に係るものについては別表第2から別表第6まで、別表第9及び別表第10に掲げる物質名を、粉じん、悪臭、騒音及び振動に係るものについてはその旨を記入してください。
- 2 発生源での公害の程度の予測値又は実測値の欄には発生源での最大値を、排出口、敷地の境界線等での公害の程度の予測値又は実測値の欄には排出口、敷地の境界線等での最大値を記入してください。なお、予測値とは設計計算上理論的に証明された数値のことをいい、実測値とは同一施設の実証試験の結果又は類似施設の測定結果をいいます。
- 3 指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法の欄には、添付したものについて□内に☑印を記入してください。